岡崎市建設工事等の入札における質問回答取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、岡崎市一般競争入札実施要綱、岡崎市指名競争入札実施要綱、岡崎市電子入札実施要領及び岡崎市建設工事等入札事務処理要領に定めるもののほか、岡崎市が発注する入札案件（以下「入札案件」という。）に関する質問回答について、必要事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第２条　この要領は、総務部契約課で実施する電子入札案件のうち、次の各号に該当するものの入札について適用する。

⑴　建設工事

⑵　建設工事に係る、設計業務、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「設計業務等」という。）

⑶　⑵以外の、役務の提供を主たる目的とする業務（以下「役務業務」という。）

⑷　賃貸借

（質問の提出方法）

第３条　公告中の入札案件に参加を希望する者又は指名通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）が当該案件の設計図書について質問を行う場合は、質問回答書（様式第１号）を持参、Ｅ－ｍａｉｌ又はその他の電磁的方法により総務部契約課窓口に提出しなければならない。ただし、建設工事に係る現場説明を行う場合は、岡崎市工事施行事務取扱要領第８条及び本要領第 10 条による。

（質問の提出期間）

第４条　入札参加者が質問書を提出することが可能な期間は、公告日又は指名通知日から、入札書受付開始日の前日から起算して４日前（岡崎市の休日を定める条例（平成元年岡崎市条例第 34 号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の日を基準として、総務部契約課長が定めた日の 17 時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、入札案件の内容及び入札方式等によっては、その期間を変更して発注を行うことができる。

３　前２項の期間については、入札の公告及び指名通知に記載するものとする。

（回答の作成依頼）

第５条　総務部契約課長は、入札参加者から質問回答書の提出を受け付けた場合は、速やかに、質問者に係る記載事項を削除した上で、質問回答書を工事等担当課へ送付し、回答の作成を依頼するものとする。

（回答の作成）

第６条　工事等担当課は、前条の依頼を受けた場合は、速やかに、回答を記入した質問回答書を作成しなくてはならない。

（回答の提出）

第７条　工事等担当課は、前条の質問回答書を作成したときは、総務部契約課に質問回答書を提出するものとする。

２　前項の規定に基づく質問回答書の提出は、入札書受付開始日の前日から起算して２日前（休日を除く。）の日を基準として、総務部契約課が指定した日までとする。

（回答の公開）

第８条　総務部契約課は、前条の提出を受けたときは、速やかに、次の各号の規定に基づき質問回答書を公開するものとする。ただし、指名競争入札の場合は、入札参加者のみに公開するものとする。

⑴　建設工事及び設計業務等の入札にあっては、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）の入札情報サービスに公開する。

⑵　役務業務の入札にあっては、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札システムに公開する。

（現場説明に対する質問回答）

第９条　工事担当課長は、岡崎市工事施行事務取扱要領第８条第３項に規定する現場説明に対する質問回答書を作成したときは、速やかに総務部契約課長に提出するものとする。

２　総務部契約課長は、前項の提出を受けたときは、速やかに、前条の規定に基づき質問回答書を公開するものとする。

（その他）

第10条　入札参加者が、当該入札案件の公共の場所以外の現場の確認を希望する場合は、現場確認申出書（様式第２号）を持参、Ｅ－ｍａｉｌ又はその他の電磁的方法により総務部契約課窓口に提出しなければならない。ただし、申出書の提出可能な期間は、第４条の規定に基づく入札の公告及び指名通知に記載の質問提出期間と同期間とする。

２　総務部契約課は、入札参加者から現場確認申出書の提出を受け付けた場合は、速やかに現場確認申出書を工事等担当課へ送付し、現場確認の案内を依頼するものとする。

３　工事等担当課は、前項の依頼を受けた場合は、当該入札参加者に対し現場確認の案内を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により現場確認の実施が困難な場合は、この限りでない。

４　現場確認の実施期限は、当該入札案件の入札開始日前日（その日が休日の場合は、その前日）までとする。ただし、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価落札方式の案件については、一般競争参加資格申請書提出期限の前日までとする。

第11条　入札案件に関する質問回答について、この要領に定めのない事項は都度定める。

附　則

この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 31 年４月 18 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札等に適用する。

附　則

この要領は、令和３年７月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札等に適用する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札に適用する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札に適用する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札に適用する。

（様式第１号）

質　問　回　答　書

入札番号　　回答公開日

入札案件名　　商号又は名称

履行場所　　担当者名

次の質問事項に関して、回答いたします。　　電話番号

NO	質問内容	回答内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

（様式第２号）

現場確認申出書

以下の工事について、現場確認を希望いたします。

入　札　番　号

入 札 案 件 名

履　行　場　所

商号又は名称

担　　当　　者　　TEL:

【注意事項】

1　現場では、職員による現場説明や、設計図書に係る質問の受付は致しません。設計図書に係る質問は、公告又は指名通知記載の質問受付期間中に契約課へ質問書を提出してください。

2　写真撮影を希望する場合は、施設等のセキュリティのため、外観や施錠管理されていない内部施設等で、原則、部外者の立ち入り等が禁止されていない範囲のみ可能とします。

3　現場確認の実施期限は、入札開始日前日（その日が休日の場合は、その前日）までです。
ただし、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価落札方式の案件については、一般競争参加資格申請書提出期限の前日までとします。